

第 1 問 答案用紙
(企 業 法)

受験番号シール貼付欄

問題 1	<p>1. 株券の交付を受けたBのCからの甲会社株式の譲受けは有効である(128条1項本文)。</p> <p>しかし、本件株主総会決議の時点では、株主名簿上、Bの持株数は40株のままである。この点、株式の取得者Bは、株主名簿の名義書換を受けない限り、甲会社に対して株主であることを主張できない(130条2項。確定的効力)。これは、多数かつ変動する株主の継続的・反復的な権利行使に対応しなければならない会社の事務処理の便宜を図るためである。そうすると、持株数に応じて剰余金は配当されるから(454条3項)、Bの請求は認められないとも考えられる。</p> <p>2. しかし、Bは株式取得者として甲会社に株主名簿の名義書換を請求でき(133条1項)、これが適法になされている以上、Bの甲会社に対する名義書換請求は有効である。にもかかわらず、取締役全員の相談の上でBの当該請求を放置しており、これは甲会社による名義書換請求の不当拒絶といえる。そこで、この場合に確定的効力の例外を認めるべきかが問題となる。</p> <p>この点、株主名簿制度の趣旨は、会社の事務処理の便宜を図ることにある。とすれば、会社が名義書換請求を不当に拒絶しておきながら、130条を楯に株主権の行使を認めないのは、信義則(民法1条2項)に反する。したがって、名義書換を不当拒絶された株式譲受人は、確定的効力の例外として、名義書換なくして、会社に対して株主として権利行使できると解する。</p> <p>3. 以上より、Bは名義書換なくして甲会社に対して株主として権利行使できるから、Bの甲会社に対する30万円の配当金支払請求は認められる。</p>
問題 2	<p>1. 120条1項の利益供与禁止規制は、会社財産の浪費を防止するとともに、株主総会の議事運営の適正化ひいては企業経営の健全性を確保するための制度である。本問では、まず、株主Bへの供与も何人に対する供与にあたる。また、甲会社からの供与は会社の計算における供与にあたる。さらに、200万円という金銭の供与は財産上の利益の供与にあたる。</p> <p>2. 問題は、甲会社は株主Bに200万円を贈与しているから、本件贈与は「株主の権利…の行使に関し」なされたと推定されるが(120条2項前段)、この推定が覆るのかという点である。</p> <p>この点、「株主の権利…の行使に関し」とは、株主権の行使または不行使に関連して、ということの意味するから、株主による持株の譲渡自体は「株主の権利…の行使」とはいえない。しかし、会社にとって好ましくない株主が株主の権利を行使することを回避する目的で当該供与がなされた場合は、株主の権利行使を阻止する究極の手段としてなされたのだから、「株主の権利…の行使に関し」なされたと解する。本件贈与は、最終的にはAがBを甲会社から排除するためになされているから、甲会社にとって好ましくない株主Bが株主の権利を行使することを回避する目的でなされたといえ、「株主の権利…の行使に関し」なされたものといえる。</p> <p>3. 以上より、120条2項の推定は覆らず、本件贈与は同条1項が禁ずる利益の供与に該当する。</p>

第2問 答案用紙

(企 業 法)

受験番号シール貼付欄

問題 1	<p>1. Aらの乙会社に対する損害賠償責任として、423条1項の任務懈怠責任が考えられる。</p> <p>2. 本条項は、債務不履行責任（民法415条）の性質を有するから、その適用のためには、①取締役任に任務懈怠があること、②任務懈怠につき故意・過失があること、③会社に損害が発生し、④任務懈怠と損害発生との間に相当因果関係があること、という要件をみたす必要がある。</p> <p>3. この点、子会社株式は親会社の資産だから、子会社の不祥事を防止するなど、親会社は保有する子会社株式の価値を適正に維持する必要がある。そこで、乙会社（取締役会設置会社である。327条1項1号）のような大会社である親会社は、取締役会において、子会社の取締役等の職務執行事項の親会社への報告体制や子会社の損失の危険管理体制も含めて、企業集団の業務の適正確保に必要な体制（内部統制システム）を整備しなければならず（362条4項6号5項、会社法施行規則100条1項5号イロ）、乙会社の取締役は善管注意義務（330条、民法644条）・忠実義務（355条）の内容として当該体制の整備義務を負う。しかし、Aらはそれについて協議せず必要な対応もとらなかったのだから、Aらには当該義務違反の任務懈怠がある。また、取締役は当該義務の存在を当然認識すべきだから、Aらには当該義務違反に少なくとも過失がある。さらに、乙会社に5億円の損害が発生し、それはAらの当該義務違反によって丙会社の業務執行状況を把握できなかったことに基づくのだから、相当因果関係も肯定できる。</p> <p>4. 以上より、423条1項が適用され、Aらには乙会社に対する損害賠償責任がある。</p>
問題 2	<p>1. Eは丙会社の株主ではないので847条の株主による代表訴訟は提起できず、当該訴訟を提起できるのは丙会社の唯一の株主である乙会社だけである。しかし、本問のように、乙会社の重要な子会社である丙会社の役員等の任務懈怠等について、その唯一の株主である完全親会社はその責任追及を懈怠する可能性がある。そこで、企業グループの親会社株主の権限を強化するため、最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え（多重代表訴訟。847条の3）が認められており、Eはこれを使ってDの丙会社に対する損害賠償責任を追及しうる。</p> <p>2. 多重代表訴訟提起権は最終完全親会社等の株主と子会社との関係が間接的なものにすぎないため少数株主権とされているが、Eは公開会社たる乙会社の総議決権の100分の3を2年前から継続保有しており、持株要件等はみたしている（同条1項）。また、重要でない子会社の役員等まで多重代表訴訟の被告にするのは適当ではないため特定責任の範囲が一定規模以上の重要な子会社の役員等の責任に限定されているが（同条4項）、乙会社が保有する丙会社株式の帳簿価額は乙会社の総資産額の3分の1であり、5分の1を超えているから、取締役Dの責任は特定責任にあたる。そこで、Eは、丙会社に提訴請求し（同条1項）、原則として丙会社が60日以内に提訴しない場合は、丙会社のために多重代表訴訟を提起できる（同条7項9項）。</p>

【解答への道】

I 合格ライン

企業法の問題は、今年も基本的な良問である。地道な勉強が報われる出題である。ただ、第1問の問題2の利益供与禁止規制(120条1項)を訊く問題は、「蛇の目ミシン株主代表訴訟事件」を題材にした問題であるが、この事件の最高裁判決(最判平成18年4月10日)を知らないと、何が論点なのかよくわからないと思う。論文直前答練・第3回の第2問・問題2で出題しているので、きちんと復習していた方は書けたのではないかと思う。

<第1問>

1. 問題1について

株主名簿ないし名義書換の「確定的効力」(130条。本問は株券発行会社の事案だから2項→1項)と確定的効力の例外として議論される論点の一つである「名義書換請求の不当拒絶と譲受人の権利行使の可否」を訊く問題である。基本的な問題であり、できる限り点数を確保したい問題である。

上記論点に関して、問題文は「Aは、……D及びEとも相談の上、Bの名義書換請求を『放置』した」とあり、これがイメージしづらかったのか、多くの受講生から上記論点を訊いているのかどうか迷ったとの話を聞いている。しかし、甲会社の取締役はA・D・Eの3人であり、取締役全員でBの名義書換請求を放置したということは、甲会社は公開会社だから取締役会設置会社であるが(327条1項1号)、実質的には取締役会決議でBの名義書換請求を(不当に)拒絶したようなものであり、さらに実質的には「甲会社としてBの名義書換請求を(不当に)拒絶した」ようなものである。実際上も、代表取締役らが適法に名義書換請求をした株式取得者に対して、明確に「お前の請求は拒絶する!」と返事をする事のほうが少ないと思われ、本問のように「放置する(返事も何もしない)」という対応をすることのほうが多いと思われる。

なお、「確定的効力」については、その趣旨(会社の事務処理の便宜を図るため)も論述したほうがよい。確定的効力の趣旨は、次に論じる論点の理由として使う「株主名簿制度」の趣旨と同じ(表裏の関係といわれる)であるが、その意味でも論述したほうがよい。

また、問題文には「Bは、……甲会社に対し『適法に』株主名簿の名義書換を請求した」とあるので、株券発行会社における株式取得者の名義書換請求の方式(株券提示などの単独請求による。133条2項、会社法施行規則22条2項)を論述する必要はない。ただ、株券発行会社におけるBC間の株式譲渡が有効なものである点(当事者の意思表示のみならず株券の交付が必要である。128条1項本文)とBが名義書換請求権を有する者である点(「株式取得者」が名義書換請求権を有する。133条1項)については、論述しておいたほうがよい。

さらに、本問はBが名義書換なくして株主権を行使できるか否かの事例として剰余金配当請求権が使われている。剰余金の配当に関する一定の事項は原則として株主総会普通決議で決定されるが(454条1項)、そのことを問題文の事例との関係で指摘する必要はないと思う(指摘しても間違いではない)。ただ、剰余金の配当が持株数に応じてなされること(454条3項)は、指摘しておく、事例

に応じた丁寧な論述で印象がよい。

最後に、Bの適法な名義書換請求を不当拒絶した状態での本件株主総会決議には瑕疵があるのではないか、Bは決議方法の法令違反等を理由に本件株主総会決議の取消しの訴え(831条1項1号)が提起できるのではないかと、という疑問もあるが、そもそもBは本件株主総会決議の瑕疵を争うつもりはなく、むしろその有効性を前提に更に30万円を支払えとの主張をしているのだから、この点については論述してはいけない。

2. **問題2** について

問題文に明記されているように、120条1項の利益供与禁止規制の問題である。問題文記載の本件贈与が120条1項が禁ずる利益供与に該当するかどうか(120条1項の要件の充足の有無)が訊かれていることは問題文から明確である(120条1項の要件をみたすことを前提に、同条3項や4項の返還義務や支払義務が訊かれているわけではない)。

本問は、蛇の目ミシン株主代表訴訟事件(最判平成18年4月10日)を題材にして、これを少し変更している。この事例の変更を最終的な結論においてどう考えるかということは後述するが、いずれにしても本問は典型的な120条の事例ではないことを認識する必要があり、だからこそ、試験委員もわざわざ(受験生がどの条文の問題かを間違わないようにヒントとして)「会社法第120条第1項」という条文番号まで問題文に明記している(論文直前答練・第3回の第2問・問題2でも同様に問題文に明記している)。蛇の目ミシン株主代表訴訟事件でも問題になったように、本問も本件贈与が120条1項の要件の一つである「株主の権利…の行使に関し」なされたといえるかどうか最大の問題(論点)である。

論述では、最初に120条1項の条文の概要(「株式会社は、何人に対しても、株主等の権利の行使に関し、当該会社・子会社の計算において、財産上の利益を供与してはならない)を論述してもよいが、スペースが少ないので、しなくてもよいと思う。しかし、同条の趣旨は論述しておいたほうがよい。そのうえで、「株主の権利…の行使に関し」以外の要件は充足することを簡単に指摘しておくべきである。「株主の権利…の行使に関し」以外の要件の充足性についても配点はあると考えるべきである。

蛇の目ミシン株主代表訴訟事件は、ある株式会社が当該会社の取締役会の方針に反対の考えを有しているX(暴力団関係者)が当該会社の株式を大量に取得したとの情報を得たので、当該会社は、株主Xが次の定時株主総会において議決権を行使することを回避する目的で、第三者YにXの保有する株式を買い取ることを依頼し、そのための資金を甲会社から第三者Yに供与したという事例であり、この場合に、当該会社のYへの当該資金供与が120条1項の禁ずる利益供与に該当するかどうか、とくに当該資金供与が「株主の権利…の行使に関し」なされたものといえるかどうか争われた。

本問は、上記事件と違って、第三者への資金供与ではなく、株主への贈与であるので、120条2項前段により、本件贈与が「株主の権利…の行使に関し」なされたと推定される。論述では、この点も明確にして、この推定が覆るのかという形で問題提起をする必要がある。

「株主の権利…の行使に関し」とは、本条の趣旨から、株主権(議決権、代表訴訟提起権、帳簿閲覧権などあらゆる株主の権利)の行使または不行使に関連して、ということの意味すると解される。したがって、ある権利を行使してもらった見返りに金員が供与されたり、ある権利の行使を見合わせてもらう見返りに金員が供与されたりした場合は、「株主の権利…の行使に関し」での利益供与だということになる。そうすると、確かに、本問のように、株主Bがその持株をFに譲渡すること(株式の譲

渡) 自体は、「株主の権利…の行使」とはいえないから、甲会社が当該株式譲渡のいわば対価としてBに200万円を贈与しても(あるいは、蛇の目ミシン株主代表訴訟事件の場合は、当該株主からの株式買取りを工作する第三者に対して買取資金を供与したとしても)、当然には「株主の権利…の行使に関し」利益供与がなされたとはいえない。そこで、本問のような資金供与は120条1項には該当しないと結論づけることも可能である。

しかし、蛇の目ミシン株主代表訴訟事件における資金供与は、会社にとって好ましくない株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的でなされている。つまり、経営陣の考え方に反対の株主による議決権行使を阻止する(議決権の不行使)という目的でなされている。このような目的での供与が「株主の権利…の行使に関し」での利益供与にあたらないとすると、株式会社の実質的所有者であり会社支配権を有する株主の権利行使に影響を及ぼすような金品の供与も会社法上許されることになってしまい、妥当ではない。また、株主に対して株主権の不行使の見返りに金品を提供すれば利益供与にあたるのに、株主による議決権行使を阻止する目的で当該株主に株式の譲渡の対価を交付するのは利益供与にあたらないというのでは、アンバランスである(前者の株主は株主にとどまるのに対して、後者は当該株主の地位を奪うのだから、議決権行使阻止の目的は前者よりも徹底している)。これは、企業経営の健全性を確保するという120条の趣旨にも反する。したがって、蛇の目ミシン株主代表訴訟事件における資金供与の場合は、株主の権利行使を阻止する究極の手段としてなされたのだから、また、企業経営の健全性を確保するという前述した趣旨から考えても、「株主の権利…の行使に関し」なされたと解すべきである。

以上のように考えて、蛇の目ミシン株主代表訴訟事件における最判平18年4月10日は、会社にとって好ましくない株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で当該供与がなされた場合は、「株主の権利…の行使に関し」なされた利益供与だとする。

＜最判平成18年4月10日。蛇の目ミシン株主代表訴訟事件＞

「株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は『株主の権利…の行使』とはいえないから、会社が、株式を譲渡することの対価として何人かに利益を供与しても、当然には会社法120条1項が禁止する利益供与には当たらない。しかしながら、会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう「株主の権利…の行使に関し」利益を供与する行為というべきである。

……事実関係によれば、蛇の目ミシンは、Yが保有していた大量の蛇の目ミシン株を暴力団の関連会社に売却したというYの言を信じ、暴力団関係者が蛇の目ミシンの大株主として蛇の目ミシンの経営等に干渉する事態となることを恐れ、これを回避する目的で、上記会社から株式の買戻しを受けるため、約300億円というおよそ正当化できない巨額の金員を、う回融資の形式を取ってYに供与したというのであるから、蛇の目ミシンのした上記利益の供与は、会社法120条1項にいう「株主の権利…の行使に関し」されたものであるというべきである。」

(一部、現在の会社法に適合するように修正しています。)

本問における本件贈与は、Bが株主として繰り返すAへの攻撃的な行動を避けるためになされているにすぎず、株主Bの議決権等の権利の行使を回避する目的でなされたわけではないと考えれば、「株主の権利…の行使に関し」の要件をみたさない、と考えることもできる（このように展開して、120条1項の成立を否定してもよいと考える）。しかし、上記のような動機があったにせよ、最終的にはAはBを甲会社から排除するために本件贈与をしているわけだし、また、甲会社には「その他の株主(30株を保有)」も存在していることを考えると、Bを甲会社から排除することはAへの攻撃的な行動を避けるためだけでなく、Bの議決権等の権利行使を回避することが大きな目的と考えることができる。したがって、本件贈与は甲会社にとって好ましくない株主Bが議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的でなされたと考えられるべきである（これが講師会議での多数意見である）。

最後の結論は、どちらでもよいと思う。ポイントは「本件贈与が『株主の権利…の行使に関し』なされた利益供与だといえるかどうか」という点が展開できているかどうかである。

3. 合格点について

問題1は基本的な問題であるが、問題2は知らないと言点を正確に把握できない問題であることを考えると、第1問は素点で20点から23点程度が合格ラインではないかと予想する。

<第2問>

1. 問題1について

任務懈怠責任(423条1項)の成立の有無を訊く問題である。論文試験の頻出分野であり、論文答練でも出題しているから、論述の展開の仕方は問題ないと思う。最初に適用が問題となる423条1項の条文を指摘して、その趣旨から成立要件を書いて、問題文から成立要件にあてはめて、最後に結論を書く…という展開でよい。

本問は、任務懈怠(法令・定款違反)の題材として、内部統制システムの整備義務違反が使われている。しかも、平成26年改正(会社法および会社法施行規則の改正)の改正部分(子会社に関する体制)が出題されている。問題文には「丙会社を含む乙会社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」とあるから、これが内部統制システムの整備であることは読み取れるはずである。そして、乙会社は大会社だから、それだけで内部統制システムの整備義務があるわけであるが、さらに乙会社は公開会社だから取締役会設置会社なので(327条1項1号)、当該整備義務の根拠条文は(348条3項4号4項ではなく)362条4項6号5項だということになる。この条文番号は正確に引用してほしい。なお、乙会社は監査役(会)設置会社だから、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社ではない。したがって、当該整備義務の根拠条文として399条の13第1項1号ロハ2項や416条1項1号ロホ2項をあげてはいけない。

また、問題文には「(子会社たる丙会社の)取締役の職務の執行に係る事項の乙会社への報告に関する体制」とか「丙会社の損失の危険の管理に関する体制」という、いかにも条文に書いてありそうな文言が並んでいる。これは会社法施行規則100条1項5号イロに規定されている内容である。試験委員としては、会社法施行規則からこれを見つけてその条文番号を指摘してほしいという意図だと思う。テキストにも記載している条文番号であるが、そもそも見つけたはずの会社法362条4項6号の

なかに「法務省令」という文言があるわけだから、ぜひともこれを見つけて答案に書いてほしい。

内部統制システム整備義務が課されている趣旨であるが、【解答例】はスペースの関係で本問の親子会社の関係だけに絞って論述している（親会社は保有する子会社株式の価値を適正に維持する必要があるからという趣旨）。大会社はなぜ内部統制システム整備義務を負うのかという趣旨（ある程度以上の規模の会社にはその組織体制構築の義務づけが必要と考えられるからという趣旨）も論述できれば論述しても、もちろんかまわない。

最後に、Aら「取締役」の任務懈怠すなわち法令違反の法令であるが、362条5項は「取締役会」の内部統制システム整備義務を規定しているだけなので、正確には、もうワンクッション必要となり、362条5項に取締役会の当該体制の整備義務が規定されている以上、Aら取締役は「善管注意義務(330条、民法644条)・忠実義務(355条)の内容」として当該体制の整備義務を負うということになる。つまり、Aらの法令違反の法令は、正確には、330条、民法644条、355条ということになる。

「任務懈怠」の要件以外の要件およびそれらへのあてはめについても配点が振られると考えるべきだから、簡潔でよいから論述しておく必要がある。

2. **問題2** について

本問が847条の3の多重代表訴訟を訊く問題であることは、すぐにわかった方が多いと思う。乙会社と丙会社が完全親子会社の関係にあることは問題文から明確だし、さらに問題文には乙会社が「丙会社の最終完全親会社等に当たる」とこれ以上ないくらいわかりやすく記載されており、さらに「乙会社が保有する丙会社株式の帳簿価額は10億円であり、乙会社の総資産額……は30億円であった」とか「Eは、本件取引の2年前から引き続き乙会社の総株主の議決権の100分の3の議決権を有する株主である」とか、これでもかというくらいに丁寧に847条の3各項に規定されている多重代表訴訟の要件の多くをみたくすることが具体的に記載されている。

ただ、注意すべきは、問題文が(Dが丙会社に対して負う423条1項の任務懈怠責任を丙会社が追及しない場合に、この責任を)最終完全親会社等にあたる乙会社の株主「Eが追及することができるか説明しなさい」と訊いているのではなく、「Eが追及する『方法』について説明しなさい」と訊いている点である。したがって、試験委員は、問題1のような論述の展開を求めているのではなく、多重代表訴訟は平成26年改正で新設されたわけであるが、なぜ新設されなければならなかったのか、具体的には従来からある847条の株主による代表訴訟ではなぜだめなのか、なぜ最終完全親会社等である乙会社の株主Eに丙会社の取締役Dを被告にした多重代表訴訟という訴訟を認める必要があるのか、といった「趣旨」を訊きたいのだと思う。

このように考えれば、多重代表訴訟の（とくに問題文に事細かに記載している）要件についても、ただこれらを羅列して本問にあてはめることが求められているわけではなく（もしそうなら、問題文を写すだけになる）、なぜそのような要件が要求されているのかという「趣旨」の論述が求められているというべきである。

解答用紙のスペースが少ないので、難しいところであるが、少しでも試験委員の要求に応えることができれば、他の受験生より多くの得点を得ることができると思う。

3. 合格点について

問題1で任務懈怠責任を訊き、問題2で代表訴訟（本問は多重代表訴訟）を訊くという問題は、予

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

想されていたところである。ただ、問題1はAらの任務懈怠の内容を正確に条文を引用しながら書き切るのは難しく、また、問題2は問題文の訊き方に対応するのは難しかったのではないかと、という点を考えると、第2問も素点で20点から23点程度が合格ラインではないかと予想する。

Ⅱ 答練との対応関係

<第1問>

問題1

論文式公開模試 第1回 第2問 問題3

問題2

論文直前答練 第3回 第2問 問題2

論文直前講義テキスト 問題3 問題2

<第2問>

問題1

論文直前答練 第4回 第1問 問題1

論文直前講義テキスト 問題8 問題2

問題2

論文直前答練 第4回 第1問 問題2